

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

1 請求人は、○年○月○日、A所在のB会社に雇用され、同社Cにおいて事務職として勤務していた。

2 請求人は、○年○月○日○時頃、隣接地宅に入り込んでいた木の枝の伐採終了後、脚立から約○m下のコンクリートに落下して負傷した（以下「本件災害」という。）。請求人は、同日、D医療機関に緊急搬送され、「腰椎横突起骨折、頸椎捻挫」（以下「原傷病」という。）と診断され、同日より同年○月○日まで入院加療し、その後も通院治療をし、○年○月○日に職場復帰した。

請求人によると、同年○月○日、自宅で目を覚ました際、腰から下の下半身の感覚がなく尿を失禁しており、起き上がれない状態になったという。請求人は、D医療機関に救急搬送され、「腰椎横突起骨折、骨折後運動障害、感覚障害」（以下「本件傷病」という。）と診断され、同日、E医療機関において精密検査を実施後、同日よりD医療機関に再入院となった。

3 本件は、請求人が、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、○年○月○日から同年○月○日、同年○月○日から同月○日及び同年○月○日から同年○月○日までの間の休業補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。

4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請

求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争点

請求人の本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

1 当審査会的事实認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、原傷病を療養中に症状が増悪して本件傷病となり、○年○月○日に入院となったものであり、因果関係は明らかであると主張していることから、以下検討する。

(2) 傷病の経過について、請求人は、要旨、「○年○月中旬以降、負傷後から継続していた腰痛が徐々に強くなってきて、同月○日の朝早くに自宅で目を覚ました際に、腰から下の下半身の感覚がなく尿を失禁しており、起き上がれない状態になった。」と述べている。

(3) 次に、原傷病である「腰椎横突起骨折、頸椎捻挫」と○年○月に発生したと請求人が主張する本件傷病による「腰痛悪化、感覚障害、失禁等」の症状の医学的因果関係の有無について、F医師は、○年○月○日付け意見書において、要旨、「MR I 的には明らかな腰痛に関連する所見はなく、明らかな原因は不詳です。」と述べ、G医師は、○年○月○日付け意見書において、要旨、「MR I、症状に合致する明らかな所見なし。因果関係は不明です。」と述べ、H医師は、○年○月○日付け意見書において、要旨、「頸椎、胸椎、腰椎MR Iでは、明らかな異常所見なし。当初の傷病と○年○月の病態に明らかな医学的因果関係はない。」

と述べており、3 医師いずれも医学的因果関係については認めていない。

また、I 医師も、○年○月○日付け意見書において、要旨、「○年○月撮影の腰椎MRI画像では腰椎横突起骨折に起因する異常はない。受傷後○か月の時点である同年○月○日に生じた歩行障害と失禁は当初の労災事故での受傷と無関係であると判断する。」と述べており、医学的因果関係を否定している。

(4) 以上のとおり、原傷病と本件傷病による「腰痛悪化、感覚障害、失禁等」の症状との医学的因果関係を認める所見はないことから、当審査会においても、○年○月に発生したと請求人が主張する本件傷病による「腰痛悪化、感覚障害、失禁等」の症状を業務上の事由によるものと認めることはできず、休業補償給付の支給は認められないと判断する。

(5) なお、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

3 結論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないことから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。